

《学界展望》

国際財政学会 (IIPF) 第35回大会
地方財政分科会における
J. ロッツの報告について

坂 本 忠 次

I

国際財政学会 (IIPF) 第35回大会は、1979年9月10～14日の5日間、イタリア・シチリア島のタオミナにて開催された。世界各国からの出席者約240名、財政学者と共に Tax Economist の出席者もかなりの数にのぼり、ソ連・東欧諸国などの社会主義圏や低開発諸国・第三世界からの財務・中央銀行関係当局者の参加もあった。日本財政学会の会員からは、木村元一教授 (一橋大学) ほか宇田川璋仁 (横浜国立大学)、大川政三 (一橋大学)、古田精司 (慶応大学)、宮本憲一 (大阪市立大学)、舟場正富 (広島大学)、菊池威 (亜細亜大学、パリ滞在中) の各教授と私の計8名が出席した。

今年の大会の共通テーマは、租税制度の改革 (Reforms of Tax Systems) であり、特に中東の石油パニックを契機とした資源エネルギー危機のもとでの世界的なスタグフレーション傾向下における先進諸国の財政危機 (いわゆる「租税国家の危機」) が叫ばれている中で、きわめて時宣を得たテーマだったといえよう。大会は9月10日午後の開会セッション (A. T. ビーコックらが基調報告) を含め7つのセッションにおいて報告と討議が行われ、資本主義や社会主義各国の租税制度の現状、個人所得税、法人税、間接税 (付加価値税を含む) など主要な租税の負担問題や改革問題が論議された。特に社会体制や制度の異なる社会主義諸国の租税制度や発展途上国の当面する租税問題も多数報告された。私の特に関心深かった分野では、9月12日午前中の地方財政に関するセッション、9月13日午後の環境問題に関するセッション (アメリカ・カリフォルニア大学の Werner Z. Hirsch の「租税改革と環境保護」、フランス・パリ大学の Rémi Prud' Homme の「都市計画における租税の機能」などの報告があった)、そうして、14日午前中の最終セッションにおけるイタリア・トリノ

大学の Francesco Forte 教授ほかの「租税国家の危機」(The crisis of the tax state) などの報告分野があった。

これらの一つ一つの報告や討議の内容についてここで紹介しコメントすることはできないし、またその能力もないので、本稿では、私の専門分野に直接関連する地方財政分科会における北欧デンマークの J. ロッツ (Joergen Lotz, コペンハーゲン大学) の報告「地方課税の役割—その趨勢と諸問題—」(The role of local government taxation : Trends and Issues) と討議を中心に若干の紹介とコメントを行って私の責めを果たしたい。ロッツの現代国家における地方財政の役割の強調や地方所得課税に対する再評価の議論は、その理論の立脚点はともあれ、1970年代中葉以降の日本における財政危機・地方財政危機のもとでの財政改革をめぐる論議—いわゆる「革新自治体」を中心とした税源の中央からの地方への委譲論や地方自治体の自主課税をめぐる諸提案⁽¹⁾—の方向にも一定の示唆を与えるものとみられるからである。

II

J. ロッツの学会報告のレジュメは、参考文献を含めて57ページにも及ぶ大部であるが、その報告の論点は大枠としてほぼ二つの点に要約し得ると思われる。今日の主要諸国(ここではOECD諸国を直接の検討対象とする)においては、最近の10年間、地方財政経費の役割は漸次大きくなる傾向にあるが、その第1は、現代地方財政における分権化 (decentralization) と集権化 (centralization) とのいずれが長所 (merits) となるかの論点において、分権化を如何に評価してゆくかの課題がある。第2の点は、かかる分権化を前提に、地方財政の公平 (equity) や平等 (equalization) を如何に実現するかの論点である。これに関連する地方財政の収入局面における自主財源としての地方税の内容や中央からの補助金(とりわけ一般財源としての包括補助金 block grants) をどのように位置づけてゆくかの課題が存在するわけである。

この点でロッツの報告は、まず、地域的公共財の最適供給に関する「純粹理論」として従来から論議されているティブー(ノースウエスタン大学)の「先駆的」な理論 (C. M. Tiebout, "A Pure Theory of Local Expenditure," Journal of Political Economy, 1956) 及びマスグレイブ(ハーバード大学)の理論 (R. A. Musgrave, Fiscal Systems, 1969) などを紹介しながら地方財政理論における最近の動向を紹介した。周知の通り、ティブーの理論を大づかみにいえば、地域的に分権化された政治システムのもとでは、地域住民(消費者)は、自分の公共財サービス水準とその租税負担の水準への好みに応じて各地方団体 (local body) を選択し、住民移動—いわば足による投票 (voting with

their feet) 一を行うことによって公共財・資源配分の最適化が達成されるとする理論である。これはティブー効果 (Tiebout - Effect) とふつつ呼ばれているものである。また、これをうけた J. M. ブキャナンやマスグレイブの理論 (local service clubs) は、公共サービスの供給は、その便益が特定の地域に居住する人々にもたらされるのであれば、その地域の人々が決定し、その費用も地域の人々が負担すべきである、とする点にある。

このような最近の公共経済学の理論については、たとえば、ティブー効果の理論に対しては、住民の移動の条件が無条件に設定されるのか、如何なる種類の公共財が選択可能であるのか、マイノリティ (少数民族) を含む労働力人口の比較的移動の激しいアメリカやヨーロッパ EC 諸国内の一部には適用され得ても、わが国のような条件のもとでこういった理論の適用の現実的条件があるのか、など多くの問題点が指摘されている。また、地域公共財の受益と負担に関する理論に対しても、今日では受益 (ないしは損失) の行政区域をこえての拡散 (spillovers) にどう対処するかの論点がみられると共に、現代国家の地域経済力の不均等発展にともなう租税負担の不公平の平等化の課題が基本的に存在し、その妥当性の範囲が問題にされねばならないだろう。

ロッツは、主としてティブーの理論に対する J. M. ブキャナンをはじめとする多くの各国財政学者の批判一条件つき賛成論や反対論などを紹介し、これを公共財サービスの供給局面との照応を前提としつつ⁽²⁾、特に自治体の課税権 (local taxation' rights) の局面において検討し、地方財政力つまり住民一人当りの租税負担が地域的 (さらには階層的) にも公平化され得るような条件一財政調整における包括補助金 block grants 一を前提しつつ各地方自治体の地方税率 (実効税率を含む) の差異を含む課税権の自主性を保持できるようなモデルの検討を行ってゆくのである。

総じて (私なりの要約を行うとすれば)、ロッツは、イギリスの『レイフィールド報告』⁽³⁾ などの諸提案にふれつつ地方財政運営における財政責任 (accountability) 論を重視し、分権化された財政、つまり中央政府の責任論よりも地方政府自らの責任においておこなう方式への改革をより重視した立場をとるのであり、この点は、彼の地方税制における北欧型の地方所得税方式のメリットの積極的評価へとつながるといえよう。以下に、ロッツの報告レジュメと当日の彼の報告をもとに、彼の議論に即しつつ OECD 諸国における地方税制の現状とそのメリット及びディメリット並びに地方税課税の改革方向への議論を検討してみよう。

III

第1表は、IMFの資料に基づく各国の地方歳入に占める地方税の構成比をみたものである。地方歳入にはグラントを含めてある。この数字は、連邦国家の州(States)や邦(Land)をのぞいた狭義の地方自治体(ローカル・オートノミー)レベルのものであるが、地方税の構成比がきわめて低く税制面でも地方の自主課税の範囲がきわめて低い国もあることは、ロツツの指摘する通りである。もともとこの表には註釈が必要で、北欧諸国(the nordic countries)ではグラントの中に地方財政への払い戻し交付金(refunds)が含まれており⁽⁴⁾、これを除外すると、たとえばデンマークでは地方税は地方歳入の75%に達するのである。一方、日本のように、各種のグラント(国庫支出金や地方交付税と地方譲与税、市町村では道府県支出金もある)を含めているとみられるケースもあるので⁽⁵⁾、地方財政の国際比較には注意が必要であろう。したがってロツツの報告でも指摘する通り、地方財政改革への道は、各国でかなり異った道をたどるといわざるを得ないのである。ここでオランダや南欧のイタリア、ポルトガルなどの地方税の構成比が低く、つづいてイギリス、南欧のスペインなどがこれにつづき、北欧諸国はがいしていえば相対的に高くなっていくことを指摘できよう。

第1表 各国の地方歳入(グラントを含む)⁽¹⁾に占める地方税の構成比(州や邦をのぞく)

	%		%
オーストラリア	60	ルクセンブルグ ⁽²⁾	44
オーストリア ⁽⁵⁾	56	オランダ ⁽⁴⁾	10
カナダ	39	ノルウェー	47
デンマーク ⁽²⁾	38	ポルトガル ⁽³⁾	18
フィンランド	60	スペイン ⁽³⁾	36
西ドイツ ⁽²⁾	34	スウェーデン	54
イタリア ⁽³⁾	12	スイス	55
日本 ⁽²⁾	74	イギリス	26

[註] (原典) IMF, Government Finance Statistics Yearbook, Vol. II, 1978

- (1) 北欧諸国ではグラントの中に地方財政への払い戻し交付金が含まれており、これを除外するとたとえばデンマークでは75%を占める。
- (2) 1974年。もともと日本の数字も各種のグラントを含めてであるとみられる。
- (3) 1975年。
- (4) 1973年。
- (5) 邦を含む。

つづいて、第2表は、OECD諸国における国内総生産(GDP)に占める租税収入及び租税収入全体に占める地方税の割合、国内総生産(GDP)に占める地方税の割合を示すものである。これには連邦国家の州や邦を含めてある。ロッツも指摘する通り、連邦諸国家では、地方税の割合は、租税全体に対してもまたGDPに対しても高いのである。単一諸国家のうち4つの北欧諸国(デンマーク、フィンランド、スウェーデン、ノルウェー)が

第2表 OECD諸国における租税収入及び地方税の構成比
(連邦国家の州を含む、1975年)

	国内総生産に占める租税の割合(1)	租税全体に占める地方税の割合(2)	国内総生産に占める地方税の割合(3)
連邦国家			
オーストラリア	30	20	6
オーストリア	39	23	9
カナダ	34	43	15
西ドイツ	35	32	11
スイス	29	44	13
アメリカ	30	32 ¹⁾	10
単一国家			
ベルギー	41	5	2
デンマーク	43	30	13
フィンランド	38	27	10
フランス	37	8	3
ギリシャ	24	4	1
アイルランド	34	7	2
イタリア	32	1	—
日本	20	27	5
ルクセンブルグ	47	12	6
オランダ	47	1	—
ニュージーランド	32	6	2
ノルウェー	45	22	10
ポルトガル	25	3	1
スペイン	20	4	1
スウェーデン	46	29	13
イギリス	37	11	4

〔註〕 資料 OECD, 1978年

(1) 1974年の数字

地方税の構成比が高く財政の分権化 (decentralization) を示唆しており、ロッツの分類でゆくと、日本も (ロッツはここで perhaps の用語を用いている) 地方税の数値的な構成比のみからすれば分権化された国家の分類に入ることになる。しかし、上記の諸国でも地方税のGDPに対する比率は10~13% (日本は僅かに5%) で低いといわねばならない。ロッツの立場からすれば、地方税の額のみでなくこれが地方歳入にどのようにかわり貢献しているかによってその役割の意義も規定されてくることになるろう。

第3表は、最も分権化された諸国家⁽⁶⁾ (decentralized countries) における1975年度の地方税の税目を所得課税と財産課税、消費課税などに分けてその構成比をみたものである。連邦国家では州税と地方税を明確に分離することは不可能である。連邦国家のうち英語圏の諸国では、財産課税 (property taxes) の比重が高く、この表にはないが1978年度のイギリスでは財産課税が地方税収入の95%、アイルランドで90%、ニュー・ジーランドで90%を占めるのである。これら諸国のうち分権化が強く地方歳入への財政需要が大きい国では、他の財源が要望されている。ほかに英語圏の連邦諸国では、消費課税 (good and services) としての売上税 (sales taxes) も重要であり、オーストリア (ドイツ語圏) でもこの点同

第3表 国内総生産に対する地方税⁽¹⁾の構成比の高い諸国の地方税収入の構成比 (1975年)

		所得課税	財産課税	消費課税	その他
		%	%	%	%
連邦国家					
a. ドイツ語圏	オーストリア	41.5	6.5	42.3	8.8
	西ドイツ	64.0	8.2	23.2	4.6
	スイス	81.7	13.8	4.5	—
b. 英語圏	オーストラリア	—	43.7	29.3	27.0 ⁽³⁾
	カナダ	34.3	21.8	41.0	2.9
	アメリカ ⁽²⁾	19.5	39.1	41.4	—
単一国家					
	デンマーク	86.4	13.3	0.3	—
	フィンランド	99.8	—	0.2	—
	ノルウェー	91.9	5.0	—	3.1
	スウェーデン	98.5	—	1.5	—

[註] 資料 OECD, 1978年

(1) 州歳入を含む。

(2) 1974年の数字。

(3) 主に雇用主の支払う給与支払表への課税。

様の傾向となっている。ドイツ語圏の連邦諸国並びにとりわけ単一国家の北欧諸国では、所得課税 (income taxes) が地方税の重要な部分を占めているのである。

上記のように、各国が財産課税、所得課税、消費課税その他多様な収入構造を示す地方財政の現状にあって、ロッツは、先の理論をふまえつつ各地方税の利害得失をそれぞれにわたって検討し地方税改革の方向について言及してゆく。まず地方税における財産課税(イギリスのレーツやアメリカの地方税としての財産税などが代表的) について、ロッツは、各国の GDP や租税全体に占める財産課税の比重はそれ程大きくなくアメリカ、イギリスが GDP の 3%、全租税収入の10%を上まわるに過ぎないと説明する。ほかにカナダ、アイルランド、ニュー・ジーランド、オーストラリア、日本、デンマークなどがつづいて大きい(第4表参照)。しかもその税内容としては、アメリカのいくつかの州におけるようにほとんど全資産にわたるものからデンマークのように土地のみに課税されるものまでである。財産課税は、住民の居住などの地理的な選択のあかしとして有益であり応益課税としての性格に適した税と評価する。しかし、この税は、①地方自治体の増大する財政需要に応じて伸長性に乏しい、②資産の評価 (assessment) を時価に応じて行うとしても長期間を要し、工場の地域的分散にともなう課税ベースの偏在と共に現実の課税技術上でも困難な問題がある。③税率の格差づけなどが政治的にもむづかしい。④税率構造は逆進的 (regre-

第4表 OECD 諸国における財産課税の GDP 並びに租税収入全体に占める構成比 (1976年)

国名	GDP に対する構成比	租税収入全体に占める構成比	国名	GDP に対する構成比	租税収入全体に占める構成比
オーストラリア	1.6	5.2	ルクセンブルグ	0.0	0.7
オーストリア	0.3	0.8	オランダ	0.6	1.3
ベルギー	—	—	ニュージーランド	1.9	5.9
カナダ	2.8	8.5	ノルウェー	0.2	0.4
デンマーク	1.6	3.5	ポルトガル	—	—
フィンランド	—	—	スペイン	0.1	3.2
フランス	0.8	2.1	スウェーデン	0.0	0.0
西ドイツ	0.4	1.2	スイス	0.2	0.6
ギリシャ	0.1	0.3	トルコ	0.4	1.8
アイルランド	2.5	6.8	イギリス	3.9	10.6
イタリア	0.0	0.1	アメリカ	3.6	12.4
日本	1.3	6.0			

[註] OECD 資料による。

ssive) で所得再配分上の効果は少い, などから地方財源の唯一のものとするには不十分と結論づけるのである。

つぎに地方税における消費課税は, 連邦国家の州政府の課税などにみられるが, イギリスのレイフィールド報告でも指摘されている通り売上税(さらには付加価値税や一般消費税)の導入は, 地方自治体の場合その行政責任(local accountability)との関連で適当でなく, また地方自治体の課税技術上からも複雑となり問題があると結論づけている点が注目されるのである。

ロッツは, 最後に地方所得税(Local Income Tax: 略称 L. I. T.) について論議する。彼は北欧諸国の例をあげ, また, イギリスでもレイフィールド報告が地方所得税の導入を提案していることにふれ, 全体としてこの方向に賛成する議論を展開していたように思われる。property taxes を地方税の中心としている諸国の地方財政では, その税源としては所在の明確さによって堅実に確保され, タックスペイヤーにもよく自覚させることによって accountability を有する税となっている。しかし, 国民所得に対する税収の割合や特に伸びの面で充分でないため, 分権化をすすめる上ではマイナスだと指摘するのである。北欧諸国の地方税では, 地方所得税が大宗を占める。これには個人及び法人ともに課税されるが, たとえばスウェーデンのように, 法人課税は, 所得税の算定の際費用として控除しうることとされている。地方所得税のうち企業課税については転嫁を含む課税技術上の問題も残されるのであり, がいして構成比は低くなっている。

これに対し, 地方の個人所得税は北欧諸国では全体としては最も有効に機能していることが指摘される。それは, まず国民所得の伸びに応じて伸長性があり, 国民所得の増大に対しても地方財政の分権化(ここでは decentralization の用語が用いられている)を可能にさせるとロッツはいう。では, 税収の安定性や明確性, 収入を予測し得るか, 所得再分配効果の面などではどうか。まず安定性や収入の予測を困難にするという理由でこの税に反対する論者に対しては, 北欧諸国では, 地方所得税の課税が国税徴税機構を通して行われ(中央政府の累進的構造を有する所得税に対し, 地方所得税はフラットな税率において事実上の付加税的性格をもって運営されている)ることによって調整されるとする。たとえば, 彼の国デンマークでは各地方自治体の年々の歳入見積り(予定納税)を中央政府が承認し, その見積り額は月別に税当局に伝達される。もし税収の実績が見積りとりと異なる場合には, 次年度に調整される。このような方法で地方税収の安定性が計られている。

一方, 地方所得税の納税者の確定の面では, その住居地ないしは雇用場で所得発生地(アメリカのいくつかの市ではこの両方を採用しているものもある)のいずれを採用するにしろ明確であることはいうまでもない。もっとも, 住居地の場合にも, 都市へ通う通勤

者や休暇中の海岸などの保養地の住居をどう扱うかの問題があり、住居地を基本とするとしても若干の修正されたルール（アメリカのオハイオ州のように両者を課税の対象とし実施している例）もみられるとするのである。この問題は、現代日本の大都市財政問題にも共通して存在し、すぐれて現代的な問題であろう。

また、地方所得税の再分配効果については、先にみた通り、北欧諸国では、地方所得税を累進的な中央政府の所得税の徴税機構を通じてフラットな税として徴収されていることがあげられる。もっとも現実には、北欧諸国でも地方所得税の税率がかなり高くしかもフラットな傾向が強いので、近年、特にスウェーデンなどでは住民の不満も大きいといわれている。スカンジナビア諸国では、ロッツも指摘するように地方税も累進的にすべきかどうか議論されている。しかし、地方税を累進的にすると、個人の移動を促進し、高額所得者を当該自治体からの逃避に導くとする見解もあるわけであり、ロッツもこれに近い考え方をとっているように思われる。現実には、フラットな税率で低所得者層を減税してゆく方法もとられているのであるが、近年住民の不満は大きいといわれている。一方、地方自治体間の税率の格差については、地方自治体間の租税負担の平衡化計画＝財政調整制度（block grants）のモデルを検討することによってかなりの程度まで解決され得るとされている。ロッツは、デンマークの二つの都市自治体の段階的な税率の事例をあげて¹⁷⁾地方所得税のいくらかの累進性と自治体間のある程度の税率の差異はのぞましいとする見解をとっているように私には思われたのである。

IV

ロッツの議論の立脚点は、公共財の最適配分に関するティブーの理論が前提とされており、今日のわれわれの地方財政改革論の立脚点とはその前提においてかなりの隔りがあるといわねばならないだろう。また、ティブーの住民の“足による投票”にもとづく地方自治体の最適行政水準並びに最適租税負担率の達成の理論は、わが国近代経済学者の間でもなおその現実性が乏しいとする反論（たとえば小宮隆太郎教授。これに対してはたとえば教育における“越境入学”などを例に住民移動の適用の可能性を指摘する考え方もある）もあることが知られねばならない。しかし、われわれがここで注目しておきたい重要な論点の方向は、ロッツが北欧諸国の地方財政の現実をもふまつつ地方所得税を分権化を実現するに最も適した税目としてあげている点であろう。この点では、北欧諸国の地方税制の構造や国の所得課税との関係が、分権的自治と公平（所得再分配）の観点からさらに検討されてゆかねばならないだろう。事実、ロッツの報告に対しては、多数の各国の財政学者や Tax Economist たちが質問やコメントを行うことになった。

この分科会では、ほかに、ソ連・モスクワの財政研究所の教授をつとめるリディア・パヴロヴァ (Lydia Pavlova) が、「社会主義諸国における中央と地方の課税の調整」(Coordinations of central and local taxation in socialist countries) と題して報告した。ロッツの提出した論点の前半部分とも多少かわるが、社会主義国ソ連では約5000の地方団体の財政 (local budgets) があり、それらが民主主義的集中的行政 (democratic centralism) のもとで調整され整合的に運営されていることの紹介にとどまっていた。

このほかにイギリスのトーマス・ウイルソン教授 (Thomas Wilson, グラスゴー大学) が、「地域財政の諸問題」(Issues of regional finance) と題して、「レイフィールド報告」(1976年) をめぐるイギリス地方行政の centralization と decentralization の交錯の問題や Devolution (分権化) の問題を紹介した。ウイルソン教授のそれは、地域財政としてヨーロッパ共同体の EC 諸国間の財政問題をも紹介した点でやや違和感を感じさせる報告であったが、国内地域問題では、最近中央集権示向をやや強くしているといわれているイギリス保守党のサッチャーの立場を擁護するような見解に傾斜しているように私には思われた。しかし、地域財政概念には、ヨーロッパでは EC 財政の問題 (共通関税ほか) が横たわることを示唆してくれて興味があった。

日本からは東京都公害研究所長の柴田徳衛氏が予定討論者に名前をあげてあったが、柴田氏が所用で出席不可能となったため、大阪市立大学の宮本憲一教授が代りの討論者となることが急遽決まった。宮本氏は、日本の戦後の高度経済成長と最近の経済不況、公害・都市問題の激化など地方財政危機をとりまく事態を紹介し、戦後日本の国と地方の行財政関係の中央集権的特質を紹介する中で、福祉や公害環境行政を住民参加によって有効ならしめ財政改革を行って行くためにも、行政事務と地方税制の分権化が必要であり、全体としてはロッツの議論の方向に賛成であるとのべた。

マリオ・レイ (イタリア・トリノ大学) の司会のもとですすめられたこの分科会の討議は、さすがにロッツの報告への質問や意見の集中の場となってあらわれていた。この分科会では、連邦制国家オーストラリアの R. L. マシュー教授をはじめ、スペイン、フィリピン、スーダンなどの発展途上国のエコノミストや東ドイツの学者、パリのブリュドーン教授など7~8人のフロアからの発言があった。質問はロッツの依拠しているとみられるティプー効果への疑問や地方自治体サービスにおける benefits の概念などを中心に行われたが、討論を聞き私の語学力で理解できた限りでの総合的印象では、

第1に、地方税構造が連邦国家と単一国家で、また、財産課税に比重を置くアングロ・サクソン国家と所得課税に比重を置く北欧諸国とでは異なっていることであり、地方税のあり方一つをとっても多様な見解が存在することを知ることができたことである。

第2に、現代国家の集権と分権への考え方についても、連邦制国家（例えばオーストラリア）とそうでない国家では分権化への理解にニュアンスの相違があり、連邦制国家では逆に税制の総合化への関心が強いケース⁽⁸⁾（マシュー教授）もみられたことである。また発展途上国では集権的中央行政のもとで地方自治はこれからとする国もあった。

第3に、それにつけても、ロッツの分権化と公平の観点からする地方所得税の評価の論議は、現行のわが国財政危機のもとでの地方税制改革をめぐる論議の交錯—所得課税などの地方への委譲か一般消費税の導入によるその一部の地方税化か—の方向とも関連し示唆的で興味深かった。

わが国現行地方税制が、単一税でなく複数の税目で構成され、個人及び法人への課税を含む所得課税と財産課税がほぼ均衡し、若干の間接税によって補足されている現行の税制からいえば単一の税目に偏する傾向の強い欧米諸国の自治体と比較し相対的には恵まれているとの印象さえ受けた。今後のわが国の中央・地方間の税制の民主的改革、都市財政需要拡大への自主財源強化の方向を前提するとすれば、わが国でも直接税主義を中心とした戦後シャウプ租税体系を踏まえ所得税の一部の地方委譲による分権の強化の方向と、そこでの公平化のためのより緻密な施策が、長期的には最も望ましい地方税財政改革の基本方向ではないかと思われたのである。

〔註〕

- (1) 現行日本の地方財政改革論の動向については、宮本憲一『財政改革』岩波書店、1978年。拙稿「地方財政改革の現状と改革の課題」『経済評論』1979年3月号、などを参照。
- (2) J. ロッツは、ここで、租税便益比率 Tax / Benefit Ratios という概念を用いているのであるが、ここではとり上げない。
- (3) 正式には、1974年6月 F. Layfield を議長として設けられた「地方財政調査委員会」(The Committee of Inquiry into Local Government Finance)の「報告書」(1976年)をさす。
- (4) 地方財政の国際比較論を展開された最近の業績に高橋誠『現代イギリス地方財政論』有斐閣、1978年がある。本書でも北欧デンマークの地方財政について指摘されているが(同書、19ページ)、1973年度デンマークの地方収入構成のうち地方税が44%、広義の国庫支出金(グランツ)54%で、グランツのうち委任事務交付金が40%も占めている特殊な性格を示している。
- (5) 日本の数字の場合、国庫支出金等を含めた数字とみられる。なお報告後に私がロッツにこの点を質問した限りでは、ロッツは日本の地方財政状況やその特殊な性格については殆んど知らないということであった。

- (6) 地方財政の分権化 (decentralization) を地方税収入の総租税収入に対する構成比のみで国際比較すれば、戦後日本の地方財政もロッツの指摘のように相対的には分権化の進んだ国の部類に入ることになることは皮肉である。
- (7) ロッツは、デンマークの二つの都市自治体の可処分所得の段階に対応する税率が所得30,000 d. kr. の3.6%から100万 d. kr. の14.1%まで6段階あることを紹介し、A自治体の平均税率は20.3%、B自治体の平均税率25.9%でいどに均等化されていることを述べている。
- (8) 連邦制国家オーストラリアのマシュー教授は、分邦的な地方税制がある意味で非効率な点を指摘していた。